

平成 22 年度第 1 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 22 年 6 月 10 日（木） 午後 3 時から 16 時 30 分まで 日野市役所 2 階 201 会議室	
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委員 掛川 亜季（弁護士 りんどう法律事務所） 委員 飯塚 武（税理士 飯塚武税理士事務所）	
議事次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 審議事項</p> <p>（1）抽出案件について（平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までの契約締結分）</p> <p>（2）（仮称）市民の森ふれあいホール建設工事入札結果について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
	質問・意見	回答
	<p>質問・意見</p> <p>（1）抽出案件について</p> <p>○審議事項（1）について、抽出方法に関する説明を事務局に求める。</p> <p>○（仮称）市民の森ふれあいホール建設工事監理業務委託について</p> <p>・ 39.42%（予定価格 36,222,900 円に対して 14,280,000 円で落札）と低入札である。なぜ低入札となったのか、市として検証を行ったのか、例えば、予定価格が実勢と乖離していたなどの理由は考えられないだろうか。</p> <p>また、落札者はこの金額できちんと業務をこなすことができるのか。</p>	<p>○今回の審査対象期間は、平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までとなっております。</p> <p>この間に契約締結したもののうち、落札率が高いものとして 95%以上（印刷は 90%以上）を、落札率が低いものとしては 50%未満のものを抽出しております。前回と同様です。</p> <p>・ 契約方式は制限付一般競争入札です。都内まで地域要件を広げましたが、申込者は 4 者でした。</p> <p>予定価格の算出にあたっては、東京都の標準単価を用いております。実勢を反映したものであるため、理論上は誰が積算しても同じ金額になると考えております。</p> <p>低入札となったのは、コスト削減に向け</p>

・「仕事が終わればそれでよし」ではなく、(価格にあらわれた) 企業努力の内容をよく調べてみてはいかがだろうか。

低価格でもきちんと仕事が出来れば、標準単価の妥当性についても検証してみる価値はあるように思う。

近隣各市が事例を持ち寄り、課題、問題点を共有化し、統一的に対処すべきであると考えてる。

○スタッキングチェア購入について

・39.23%と低い落札率(予定価格202,860円に対して79,590円にて落札。)である。

入札参加者3者のうち、落札者以外の2者の入札率は67.29%、66.25%となっているが、落札者との間にこのような開きが生じた原因は何か。

・どれくらいの購入数量だったのか。また、予定価格の設定に問題はなかったのか。

・カタログの定価をそのまま予定価格にするのは、官公庁の買い物のあり方としていか

た企業努力の結果であると分析はしておりますが、価格の検証に関しては、市は標準単価以外に比較対照となるべき基準を有していないため、これ以上の検証が難しいというのが実情です。

ただし、適正な履行の確保という観点から、契約書を取り交わす前に落札者に対してヒアリングを行い、契約書、仕様書及び設計書等に基づき、履行すべき内容を一つ一つ確認し、これらを確実に実施する旨の誓約書を徴しているところで

・本案件については、市内の文房具店3者による指名競争入札にて執行しました。

落札者については、この製品に対してより安く入手できる流通経路を有していたと考えております。

・購入数量は20脚です。

予定価格につきましては、主管課で金額を算出する際に、カタログを見て定価をそのまま用いたようです。

がなもののか。仕事のやり方にもう少し工夫があってもよいように思う。

○破砕物等（鉄くず）運搬処分業務委託について

・落札率 0.20%で、低入札の中でも際立っているが、見積合せの経過について説明を求める。

・低入札の原因について説明を求める。

・予定価格の設定の仕方はどうであったのか

・委託業務の内容を鉄くずの運搬と売却に分け、買い取りによって生じた利益を市の歳入に入れるなど、業務の組立て自体にも工夫の余地があるように思える。

(2) (仮称) 市民の森ふれあいホール建設工事入札結果について

○(仮称)市民の森ふれあいホール建設工事の入札結果について事務局に説明を求める。

・クリーンセンターの破砕物から出た鉄くずを運搬処分する業務です。

市内廃棄物処理業者 5 者による見積合せを行いました。予定数量は 1,000 トンを想定し、予定価格 5,250,000 円に対して落札額は 10,500 円でした。

1 キロあたりに換算しますと、予定価格 5.25 円に対して落札額は 0.105 円ということになります。

・鉄くず自体は有価物であるため、運搬先である鉄工所で買い取ってもらっており、請負業者の収入となっております。

現在、中国での需要の高まりなどを受け、鋼材価格が高騰しており、買い取りの率が非常によいとのこと。

・主管課では、昨年度の当初予算をベースに設定しております。鋼材の相場も不確定であるため、鉄くずの買い取りを見込んでの予定価格の設定が難しい状況です。

○建築、電気設備、空調設備、給排水衛生設備と 4 つの工事に分離し、発注いたしました。入札方式は、2 社による JV、つまり企

<p>○入札価格が最低制限価格に集中した原因をどのように捉えているのか。</p> <p>○そもそも、最低制限価格を設定する理由とは何か。</p> <p>○なぜ最低制限価格を事前に公表しているのか。談合など不正行為を誘発することにならないのか。</p> <p>○最低制限価格 80%の根拠は何か。</p>	<p>業共同体による制限付一般競争入札で執行いたしました。</p> <p>4 件全ての工事につきまして、最低制限価格での落札となっております。</p> <p>また、建築工事を除く 3 件の工事につきましては、複数者による同額入札であったため、抽選により落札者が決定されたところ です。</p> <p>○公共工事の件数も減少し、建設業を取り巻く環境が一層厳しくなっておりますが、こうした状況の中で、建設業者が受注意欲を高めた結果ではないかと分析しております。</p> <p>○落札となるべき価格が不当に低価格であるときは、工事品質の低下や不測の損害を被る恐れがあるため、契約の内容に適合した履行を確保することを目的として最低制限価格を設定しております。</p> <p>○事前公表の対象としているのは最低制限価格を探ろうとする不正な動きを封じ、不自然な入札を行いにくくすることにより、公正性と透明性を確保し、契約事務の適正化を図る考えからです。</p> <p>○80%の根拠は、特に法令等に規定されたものはございません。</p> <p>予定価格に対して高率な最低制限価格が設定されると競争の幅を制限することになります。逆に極端に低い率での設定は契約内容に適合した履行を確保するのに問題が生じることが危惧されます。このバランスを考えて 80%に設定しております。</p> <p>勿論、他自治体の状況も考慮に入れてのことです。</p>
---	---

○最低制限価格の設定も一律 80%とするのではなく、工事規模が大きくなるに従い率を逡減させるなど柔軟かつきめ細かな対応ができないものだろうか。
それにしても、今回のように最後に来て抽選というのはいかがなものか。何か別のもので評価してもよいのではないか。

○最低制限価格の設定につきましては、ダンピング対策や契約内容に適合した履行の確保といったこれまでの取り組みに加え、建設業が地域産業の中核として持続的に発展できるよう適正価格での契約を推進する立場からの対応も必要と考えております。
また、これまでの価格競争一辺倒の入札から、工事の品質確保や自治体が追及する社会的価値の実現に資するような入札制度への転換期にさしかかっていると認識しております。